平成25年8月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20016	マッチ乳剤	東京都中央区晴海一丁目8番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　ステファン・ディッツェ
20017	ユニックス顆粒水和剤47	〃
20018	ユニックスZ水和剤	〃
20019	ホクガード乳剤	東京都中央区明石町8番1号　アリスタ　ライフサイエンス株式会社　代表取締役　ルドルフ・ファンハウテン
20020	ボンジョルノ乳剤	〃
20021	オリブライト粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ハーラルト・プリンツ
20023	パワーガイザー液剤	東京都港区六本木六丁目10番1号　BASFジャパン株式会社　代表取締役社長　ヨルゲ・クリスチャン　シュテッタ
20024	アルトくん煙剤	東京都中央区晴海一丁目8番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　ステファン・ディッツェ

2．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七条第二項及び第三項、第百二十三条第一項第一号ロ、第百三十五条第一号並びに第百三十六条第二項の規定に基づき、平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号（農作物基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十一日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課並びに北海道庁及び新潟県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月十七日農林水産省告示第四百十三号の規定は、平成二十六年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十五年以前の年産の麦に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百八十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
テプコカスタマーサービス株式会社	東京都江東区豊洲五丁目五番十三号	平成二十五年七月一日
長野県電気工事業工業組合	長野県長野市大字鶴賀田町二〇八番地	平成二十五年七月三十日
岐阜県電気工事業工業組合	岐阜県岐阜市今川町二丁目二十六番地の三	平成二十五年七月三十日

○経済産業省告示第百八十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月三十一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏名
210838	二木　宏造
211027	藤瀬　和生
212010	川口　信昭
301256	原田　一隆
411518	大塚　浩正
411520	高嶋　賢
411522	河野　修身
411524	細田　宏
411526	佐藤　誠吾
411528	鷲尾　雅文
411530	北中　賢二
411532	遠山　直幹
411534	田中　康夫
411536	大滝　直彦
411538	後藤　隆
411540	川口　真
411542	古川　哲
411544	塚田　誠
411546	藤村　雅俊
411548	蛭川　洋介
411550	鬼頭　健一
411552	桑原　知久
411554	村越　保昭
411556	水戸　脩平
411558	高瀬　圭太
411560	南浦　延好
411562	大沼　玲哉

登録番号	氏名
210920	片岡　信恒
211993	大川　卓也
212216	楯田　稔
400653	神谷実希子
411519	伊藤　篤志
411521	佐野　勝
411523	松下　晶
411525	谷川　真司
411527	森　昭雄
411529	増矢　学
411531	皆黒　友彌
411533	渡辺　顕二
411535	長谷川祐貴
411537	小川　哲
411539	山根　知樹
411541	小林　洋平
411543	清水　智広
411545	大野　達哉
411547	千葉　俊
411549	米山　元
411551	神脇　康三
411553	井口　千也
411555	城門　哲也
411557	大場　紀彦
411559	林　邦男
411561	伊月　圭子
411563	大島　龍二

○経済産業省告示第百八十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月三十一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年八月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏名
214809	大竹　昭博
400427	小林　隆
401483	中川　賢剛
405884	覺張　和寿
405934	前林　和幸

登録番号	氏名
400089	篠原　進
401458	片山　和也
401485	池辺　直樹
405904	立川　大

○国土交通省告示第八百四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　**茨**城県つくば市遠東字大六天の全部並びに字横町、字千げん前、字大久保、字東山及び字東田の各一部、下平塚字花立久保、字苅間境、字丸野山、字笹ノ入、字旦久保、字新林、字西向、字西向石橋上、字仙神、字大聖寺久保、字南台、字南内、字北原及び字矢中の全部並びに字蕪木、字蕪木台、字西谷津、字かふき、字稲荷脇、字狐脇、字十三塚、字石橋下、字折戸、字滝ノ宮、字堂所、字野中及び字立場の各一部、葛城根崎字休土、字後田、字向山、字松山、字新田、字西田縁り、字大縄場、字谷畑、字弁天及び字溜井敷新開の全部並びに字上橋田縁り、字西浦、字東田縁り及び字門戸の各一部、苅間字クヾリ山、字ソリ町、字永山、字観音下、字泳山、字丸円、字鏡田、字向田、字根崎後、字作渕、字山ノ神、字小丸野、字松ノ越、字上ノ前、字神田、字石橋、字川中子、字大橋下、字大道南、字大道北、字辻ノ下、字登戸、字弁天、字明神及び字明神後の全部並びに字諏訪下、字坪ノ内、字観音田縁り、字久保、字宮久保、字熊野、字熊野前、字高野、字根崎下、字篠後、字篠前、字西ノ下、字中道、字西原、字西向、字前田、字池田、字仲道、字東浦、